

平成30年度舞鶴市介護保険事業会計補正予算（第4号）

平成30年度舞鶴市の介護保険事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成31年 2月27日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

第1表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	電算システム改修経費	341